２０２５年１０月９日

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和７年台風第22号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

このたびの災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。
弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

１．【災害救助法適用地域】

＜適用地域と法適用日＞

適用地域		適用日
東京都	島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村	１０月８日

＜内閣府政策統括官（防災担当）公表 ＞
・令和７年台風第22号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

２．お取扱い

（１）　保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします
・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を２０２６年４月３０日まで延長いたします。

（２）　保険金・給付金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします
・保険金・給付金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

（３）　契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします
・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

（上記の（1）、（2）につきましては、三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損保から移行されたご契約も特別措置の対象となります。）

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

＜災害専用ダイヤル＞
電話※：０１２０－３２１－１０６
受付時間：月～金　９時～１８時　　土　９時～１７時（日・祝日・年末年始を除く）

２０１９年４月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたご契約のお客さまにつきましては、次の専用ダイヤルとなります。
○保険金・給付金請求に関する連絡先　＜保険金請求受付センター＞
電話※：０１２０－３２１－２８８
受付時間：月～金　９時～１８時 土　９時～１７時　（日・祝日・年末年始を除く）
○保険金・給付金請求以外の連絡先　＜医療・介護デスク＞
・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま　　：　電話※：０１２０－３２１－１８６
・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま　：　電話※：０１２０－３２１－５５３
受付時間：月～金　９時～１８時　土　９時～１７時　（日・祝日・年末年始を除く）

※各電話は無料です。携帯電話からもご利用いただけます。

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以　上